



# 国民健康保険被保険者証の更新

## 8月1日(月)から保険証がみどり色(うぐいす色)になります

8月1日(月)から国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。新しい保険証はみどり色(うぐいす色)です。現在のむらさき色の保険証の有効期限は7月31日(日)までです。

### 郵送方法

普通郵便で7月31日(日)までに対象の世帯に白い封筒で郵送します。特定記録郵便または簡易書留での郵送を希望する方は、7月8日(金)までに国保年金課へご連絡ください。8月になっても新しい保険証が届かない場合は連絡してください。

古い保険証(むらさき色)は、世帯主が確実に破棄してください。

### 70歳から74歳の方へ

対象の人には、令和3年中の所得に基づき判定した負担割合が載った保険証兼高齢受給者証をお送りします。これから70歳になる人は、有効期限が誕生月ま

でになります。新しい保険証は、有効期限前に郵送します。

**限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は7月19日(火)から**

8月1日(月)から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な人は、保険証をお持ちの上、7月19日(火)以降に国保年金課窓口で申請してください。新しい証は即日お渡しします。

### 国保税滞納者には短期者証、資格証明書を交付 国民健康保険短期被保険者証

対象/特別な理由がなく、前年度の国保税を滞納している世帯

有効期限/3カ月(一部6カ月)

### 国民健康保険被保険者資格証明書

対象/特別な理由がなく、国保税を1年分以上滞納している世帯

国保年金課 国保係 995-1814



# 令和4年度国民健康保険税

## 7月11日(月)に納税通知書を発送します

国民健康保険税は、被保険者などの令和3年中の所得に基づき計算されます。7月11日(月)に納税通知書を発送しますので、課税の内容を確認してください。

### 世帯主に課税

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に、世帯主自身の加入の有無にかかわらず課税されます。税額は加入者の所得などで計算されます。

### 第1期の納期限は8月1日(月)

国民健康保険税の納期は8期に分かれています。各納期限までに納めてください。納付方法や納期限は通知書で確認してください。

**納付書**/通知に同封の納付書で、指定の金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

**口座振替**/各納期限に指定の口座から引き落とします。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書の最終ページにある口座振替依頼書に必要な事項を記入・押印し、税務課または金融機関へ提出してください。

**年金特徴**/年金から天引きされます。

**スマートフォン(PayPay・LINE Pay)、ネットバンキング、クレジットカードでの納付**/納付書に記載のバーコードをスマートフォン等で読み取り、納めてください。クレジットカードとネットバンキングでの決済は別途手数料がかかります。また、納付の手続きは納期ごとに行う必要があります。詳細は市公式ウェブサイトを確認してください。

### 国保税の納付に困ったときは相談を

納期までの納付が困難な場合は税務課管理納税係までご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年と比べて著しく減少した人は、減免を受けられる場合があります。詳細は税務課市民税係へお問い合わせください。

**課税の内容について** 税務課 市民税係 995-1810

**納付の相談について** 税務課 管理納税係 995-1811